

景品表示法に基づく措置命令に関するお知らせ

令和8年3月25日、当社は、消費者庁から景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。当該措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

お客様に誤認を生じさせるような取引条件の表示を行ったことで、お客様をはじめ、当社関係者の皆さまに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。なお、消費者庁よりご指摘いただいた点について、現在は表示内容を変更しております。

また、今回の措置命令は取引条件の表示に関するものであり、当社の提供するサービスの質や安全性に関するものではありません。措置命令の概要は下記のとおりです。

1. 措置命令の概要

当社は、当社の一部店舗（以下「本件店舗」といいます。）において供給する6つの役務（以下「本件6役務」といいます。）を一般消費者に提供するにあたり、「HOT PEPPER Beauty」と称するウェブサイトに掲載された本件店舗のページ内の「クーポンメニュー」と称するページで提供するクーポンにおいて、例えば、「大宮総本店」と称する店舗において、「骨盤&代謝巡りダイエットSpecial体験」と称する施術について、令和6年12月1日から同月23日までの間、「今だけ70%OFF☆人気No.1全身痩せ☆骨盤ダイエット巡りケア90分¥5000→¥1500」、「¥1,500」及び「有効期限：2024年12月25日まで」と表示するなど、あたかも、表示期限内に当該クーポンを利用して申し込んだ場合に限り、割引が適用された価格で本件6役務の提供を受けることができるかのように表示しておりましたが、

実際には、表示期限後に申し込んだ場合であっても、期限内と同額の割引が適用された価格で本件6役務の提供を受けることができたものであり、上記表示は、本件6役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、当該表示は、景品表示法第5条第2号に該当し、景品表示法に違反するものでした。

2. 再発防止策

当社は今回の措置命令を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に尽力いたします。今後は、社員教育のさらなる徹底、掲載前の社内審査など、景品表示法をはじめとする関係法令の遵守および管理体制を強化し、適正な広告表示および信頼の回復に努めてまいります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

本件につきましてご不明点がございましたら、以下のメールアドレスにお問い合わせください。

ださいますようお願い申し上げます。
Inquire@slim.co.jp

令和8年4月6日
株式会社スリムビューティハウス